

# 幼児教育無償化(概要版)

令和元年 10 月 1 日から

3 歳から 5 歳までの保育園、保育所、認定こども園などを

利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

- ※ 保育料については、手続きは必要ありません。
- ※ 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。
- ※ ただし、これまで保育料に含まれてきた給食費については、別途ご負担いただきます。

## 保育園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・保育料】

- 保育園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までのすべての子どもたちの保育料が無償化されます。
- 無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。
  - ※ 認定こども園（幼稚園利用）については、満 3 歳から無償化します。
- 食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもについては副食（おかず・おやつ等）の費用が無償となります。また、全ての世帯の第三子以降の子どもについても、主食（ごはん・パン・麺等）及び副食（おかず・おやつ等）の費用が無償となります。

〈 負担一覧表 〉

無償化後の、保育料・給食費の負担は次のとおりとなります。

・保育料負担

負担区分	年齢区分	課税区分	常設保育園 (双葉・はまなす)	認定こども園 (大谷幼稚園)	へき地保育所 (ウトロ・朱円・ 以久科・中斜里)
保育料	3～5歳	全ての世帯	無償	無償	無償
	0～2歳	非課税世帯	無償	無償	無償
		課税世帯	現行どおり (負担あり)	現行どおり (負担あり)	現行どおり (負担あり)
			・第3子以降 ・住民税169,000 円未満世帯の第2 子以降 は無償	・第3子以降 ・住民税169,000 円未満世帯の第2 子以降 は無償	・第3子以降 ・住民税169,000 円未満世帯の第2 子以降 は無償

・給食費負担

負担区分	年齢区分	食事区分	課税区分	常設保育園 (双葉・はまなす)	認定こども園 (大谷幼稚園)	へき地保育所 (ウトロ・朱円・ 以久科・中斜里)
給食費	3～5歳	主食	全ての世帯	現行どおり (持参)	現行どおり (負担あり)	現行どおり (負担あり)
			年収360万円 以上相当世帯	現行どおり (負担あり)	現行どおり (負担あり)	現行どおり (負担あり)
		副食	第3子以降 は無償	第3子以降 は無償	第3子以降 は無償	
	年収360万円 未満相当世帯		無償	無償	無償	
	0～2歳	主食・ 副食	課税世帯	現行どおり (保育料に含む)	現行どおり (保育料に含む)	現行どおり (負担あり)
			非課税世帯			・第3子以降 ・住民税169,000 円未満世帯の第2 子以降 は無償
					無償	

〈 第3子以降の考え方 〉

上の表にある、第3子以降とは次の取り扱いになります。

	認定こども園の幼稚園利用 (1号認定) の子ども	常設保育園、へき地保育所、認定こども園 (2・3号認定) の子ども
年収360万円未満相当 世帯	当該保護者と生計を一にしている子ども(年齢にかかわらず)のうち最年長から数えて 第3番目以降の子ども	
年収360万円相当以上	同一世帯内で小学校第3学年までの範囲で 最年長から数えて第3番目以降の子ども	同一世帯内で小学校就学前までの範囲で最 年長から数えて第3番目以降の子ども

認定こども園(幼稚園利用・1号認定)の預かり保育を利用する子ども  
町内:大谷幼稚園の「預かり保育事業」

【対象者・利用料】

- 認定こども園(幼稚園利用・1号認定)を利用している、保育の必要性(就労、妊娠・出産等)がある子どもの預かり保育の利用料。
  - ※ 無償化の対象となるためには、あらかじめ町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
  - ※ 対象になる可能性のある方には、利用施設を通じて関係書類をお渡しします。
  
- 預かり保育を利用するために実際負担した額(上限11,300円/月)(満3歳クラスの住民税非課税世帯は月額16,300円)まで無償化となります。

認可外保育施設等を利用する子ども  
町内:斜里町ファミリー・サポート・センター

【対象者・利用料】

- 保育園、保育所、認定こども園を利用できていない、
  - ・ 3歳から5歳までの子ども
  - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どものうち、保育の必要性(就労、妊娠・出産等)がある子ども。
  - ※ 無償化の対象となるためには、あらかじめ町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
  
- ファミリー・サポート・センターを利用するために実際負担した額(3歳から5歳までの子どもは月額37,000円、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円まで)無償化となります。
  - ※ 保育園、保育所、認定こども園(保育園利用)に在園する子どもが併用する場合は無償化の対象外となります。

問い合わせ先

斜里町役場

民生部こども支援課 児童育成係

TEL 0152-23-3131 内線146